

三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正（中間案）に関する意見募集の結果概要

1 意見募集期間

令和元年12月18日（水）から令和2年1月16日（木）まで

2 意見の募集結果

（1）意見提出者数 11名

（2）意見数 17件

（3）ご意見に対する対応

いただいたご意見に対する県の考え方は、『「三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正（中間案）」に関する意見募集結果』のとおりです。

（4）対応状況

対応区分		件数
反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	6件
反映済み	意見や提案内容がすでに反映されているもの。	3件
参考にする	最終案には反映しないが、今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	8件

「三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正（中間案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	全般	<p>第4次産業革命やSociety5.0などによる産業構造が大きく変わり始めたこの時に、地域経済をけん引する中小企業・小規模事業者に対する三重県の施策等の基本となる条例を改正するのは素晴らしいことだと思いますし、今後必要に応じて中小企業・小規模事業者を取り巻く経済・社会の構造変化などを踏まえ改正をしていただければと思います。</p>		<p>本条例の附則では、「経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しており、ご意見をふまえ必要に応じて対応してまいります。</p>
2	全般	<p>社会環境や世相、時代の流れ、景気動向、人口動態、技術革新によって中小企業・小規模企業を取り巻く環境は変わっていくので、条例がそれに対応すべく改正されたものと認識しております。</p> <p>今後も中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化は、あるものと考えているので、それに伴った改正が必要となっていくのだと考えております。できれば、景気動向や世相に左右されない、普遍的な課題に対する支援を基本的施策とするような条例になればと思っております。</p>		<p>今回の条例改正では、社会構造の変化や自然災害等で事業が中断されずに中小企業・小規模企業が持続的に発展できるよう、防災・減災対策や職場環境の整備などの基本的施策を追加することとしています。</p> <p>本条例の附則では、「経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しており、ご意見をふまえ必要に応じて対応してまいります。</p>
3	全般	<p>地域の小規模なお店や事業者がなくなってしまうと将来生活に不便が生じます。度会町は三重県内で1世帯当たり自家用車保有率が第1位であり車で移動できなくなると買い物も不便になり、限界集落になってしまいます。地域にあるお店や事業所が営業を続けていくためにも条例で地方の小さいお店もしっかり守っていただきたい。</p>		<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
4	全般	<p>地域では、零細企業が多く後継者がいないため、廃業を余儀なくされるといった事業者が後を絶ちません。商業関係が軒並み廃業され商店街もシャッター街と化しています。</p> <p>昨今はネット社会であり消費者にとっては便利になった一方で、なんでも安価でネット購入ができるため、個人商店の多くはその影響を受け疲弊し、事業承継どころではなくなってきました。</p> <p>また、若者のほとんどが就職のため地域を離れるため、過疎化が加速しています。若者が定着できる魅力ある街であってこそ活性化が望めるのではないかと思います。そのためにも、地方への大企業誘致が必要不可欠であり雇用を生み出す施策が重要であると考えます。</p> <p>教育の中でも地元で踏みとどまってもらえる内容のものを、カリキュラムとして取り入れるなどの施策を講じる必要があると思います。</p>		<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
5	全般	<p>職場環境の整備、外国人の参画、防災減災への対応等必要な項目が記載されていると思います。今はまだ中小・小規模企業の意識が不足している項目について本改正を契機に周知していく必要を感じています。</p>		<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
6	全般	<p>前回の振興条例の制定の段階で、小規模企業という文言を挿入していただき、中小企業と区分けされた小規模零細企業に対する下地は、出来てきているのかどうか、あまり見えてきていないので、振興条例制定後の具体的な事業者支援対策の普及に注力していただければありがたいと思っています。</p> <p>また国は小規模企業振興基本法が制定され早や5年が経過してきており、改正を含め多様性のある施策を展開していく方針と聞いておりますので、県としても中小企業振興条例と小規模企業振興条例を分けて制定していく方がより地域に密着した過疎地域の小規模零細企業に対して、商工会や地域行政と連携したダイレクトな支援が可能となっていくのではと思っています。</p>		<p>本条例では、小規模企業に対するきめ細かな支援を第3条において基本理念と定め、第15条ではそのための支援体制の構築や相談・指導体制の充実などについて規定しているところです。</p> <p>三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき小規模企業の振興を図ることとしていますが、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
7	前文	<p>第三段落中「少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、経済発展と社会的課題の解決の両立が一層求められる」について、「少子高齢化、地域の過疎化等」がその後の文につながっていないので、「人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、経済発展と少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決の両立が一層求められる」に改めてはどうか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められる」に改めます。</p>
8	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>改正案には「県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、<u>外国人</u>等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。」とあります。中小企業・小規模事業者等が外国人を雇用しやすい環境を整備することと並行して、働く外国人が日本の生活習慣や各種届出等を母国語で理解できるように支援の仕組みをつくることで、お互いが共存共栄できる環境整備をすることが肝要と思います。</p> <p>例：外国語のWebページの公開、外国語版のチラシ・冊子の作成等の作成と配布</p>		<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
9	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>東紀州地域は、急激なスピードで少子高齢化が進んでおり、過疎化・若者流出により地域経済は大変厳しい状況にあります。</p> <p>地域経済の担い手である小規模事業者の後継者とその育成や経営者を補佐する人材または小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の確保は、小規模企業の持続的発展において、必須事項であり最大の課題であると考えます。</p> <p>また、業況が向上していても地域に労働者が見つからないため、生産の目途がつかず廃業を覚悟する小規模事業者も見当たります。</p> <p>そのため、小規模企業振興の柱となる「人材の育成・確保」の中で、第17条に「人材の育成・確保を図るため、県内外の若者等の県内企業への就職・定着の促進及び外国人労働者の就労支援」について新たに定められたことは、当地域の小規模事業者にとって心強い条例改正(追加改正)であります。</p>		<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
10	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>三重県南部、特に東紀州地域は人口の減少が著しく、また高校教育が終了すると県外への大学進学により、若者の流出が大きく、地域の小規模事業者にとっては事業承継等、将来の計画が立てられないのが現状であります。県内企業への就職、定着の促進を図るには、若者の流出を防ぐことが重要であると考えられます。三重県南部に専門的な教育機関(大学・専門学校等)、また企業誘致が実現されれば若者の流出、人口減少にも歯止めがかかるものと思われまます。優秀な人材の確保は、地域の企業が抱える問題です。</p> <p>三重県内において、北勢・中勢・南部地域が抱える問題は地域によって異なります。若者の県外への流出、県内企業への定着の促進について、その地域に応じて具体的に問題解決に取り組むべき事項が必要であると思ひます。若者が定住できる、具体的な対策を講じて頂きたい。</p>		<p>本条例では、理念や基本的施策を規定しており、ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
11	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>「若者のキャリアアップ(略)の取組及び県内外の若者等の県内企業への就職及び定着の促進」について、階層の異なる語句を接続する場合の法制執務のルールに基づき、「若者のキャリアアップ(略)の取組並びに県内外の若者の県内企業への就職及び定着の促進」に改めてはどうか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「若者のキャリアアップ(略)のための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業への就職及び定着の促進」に改めます。</p>

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
12	第17条 (人材の育成及び確保)	<p>改正案の下線部「及び県内外の若者等の県内企業への就職及び定着の促進」の箇所において、「若者等」についてどのような範囲であるか用語の定義が気になりました。</p> <p>例えば「就職氷河期世代」にあたる年齢層の方々が「若者等」に含まれるかどうか、もし含まれる場合はその方々に対する県内企業への就職支援や正社員登用を後押しする制度、様々なキャリアアップ支援などの施策メニューが具体的に想定されているかどうかについても気になりました。</p>		<p>就職氷河期世代の活躍支援は、社会全体で受け止めるべき重要な問題であり、本条例の「若者等」には、就職氷河期世代と呼ばれる概ね40代までを含めています。</p> <p>ご意見については、具体的な施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p>
13	第18条 (職場環境の整備)	<p>働き方改革の促進のために従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備が新たに盛り込まれていますが、長時間勤務・残業等の改革が急務となっていることから、「働きやすい」や「働きがいのある」という表記のほうがよいのでは。</p>		<p>長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現については、中間案第18条の「ワーク・ライフ・バランス(略)」に配慮した職場環境の整備」に含まれると考えますので、中間案のとおりとさせていただきます。</p>
14	第20条 (創業及び第二創業の促進)	<p>「発想や技術」について、口語的な表現であるので、「発想及び技術」に改めてはどうか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「発想及び技術」に改めます。</p>
15	第23条 (情報通信技術の活用)	<p>「生産性向上や経営の向上」について、口語的な表現であり、また、より端的な表現とするため、「生産性及び経営の向上」に改めてはどうか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「生産性の向上」に改めます。</p>
16	第23条 (情報通信技術の活用)	<p>「情報通信技術の導入、活用及びデータの利活用」について、「情報通信技術の導入、活用」と「データの利活用」で大きく分けられると考えられるので、階層の異なる語句を接続する場合の法制執務のルールに基づき、「情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用」に改めてはどうか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用」に改めます。</p>
17	第24条 (防災・減災対策等への支援)	<p>「再開し、又は継続し、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう」について、やや日本語として拙いように思われるので、「再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減することができるよう」に改めてはどうか。</p>		<p>ご意見をふまえ、「再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう」に改めます。</p>